

難波宮跡公園（北部ブロック）整備運営事業
設計・施工仕様書

※本内容は、現時点において想定される仕様を記載したものであり、設置等予定者が提出する公募設置等計画の内容に応じ、記載内容を追記・修正します。

令和 4 年 3 月

建設局公園緑化部

1 総則

(1) 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、大阪市（以下「市」という。）が認定計画提出者（以下「事業者」という。）に対し、難波宮跡公園（北部ブロック）整備運営事業（以下「本事業」という。）における公募対象公園施設及び特定公園施設（以下総称して「本整備施設」という。）の設計・施工・原状回復（以下「設計施工等」という。）にあたり要求する仕様を示したものである。

事業者は、認定公募設置等計画、公募設置等指針（以下「指針」という。）及び本仕様書（以下総称して「本仕様書等」という。）に従い、国指定史跡（難波宮跡附法円坂遺跡（地下遺構））を適切に保存した上で、本事業を誠実に実施するものとする。

なお、本仕様書等に規定なき事項又は本仕様書等に関し疑義が生じた場合は、市と事業者は誠意をもって協議し定めるものとする。

(2) 事業者の責任及び費用分担

市と事業者が締結する、難波宮跡公園（北部ブロック）整備運営事業 実施協定書（以下「実施協定」という。）第8条第2項に基づき、本事業の履行に関する一切の責任は事業者が負うものとする。また、実施協定第9条第1項及び第2項に基づき、本事業にかかる一切の費用（事業者に課される公租公課を含む。）は、事業者が負担するものとする。

(3) 市と事業者の業務分担

本整備施設の設計施工等における市と事業者との業務分担は次のとおりとする。

なお、本整備施設の設計施工等の実施に際しては、実施協定に基づき市と事業計画書・設計施工等の必要な協議を行うとともに、関連法令に基づく必要な許可を得ること。

分類	業務内容	役割分担		備考
		市	事業者	
設計段階	事前調査		○	
	設計		○	
	各種協議・許可申請		○	
	完成確認	○	○	
施工段階	施工		○	
	各種協議・許可申請		○	
	工事監理		○	
	完成確認	○		
現状復旧段階	設計・施工		○	
	各種協議・許可申請		○	
	工事監理		○	
	完成確認	○		

2 設計要件

(1) 関連計画

事業者は、本整備施設の設計施工等の実施にあたり、指針1(5)実施方針で示す、「史跡難波宮跡附

法円坂遺跡保存活用計画」及び「史跡難波宮跡附法円坂遺跡整備基本計画」（以下「史跡関連計画」という。）に必ず準拠して実施すること。また、他に示す関連計画も踏まえること。

(2) 適用法令

事業者は、本整備施設の設計施工等の実施にあたり、指針2(1)関連法規に示す法令等のほか、以下の図書等を適用すること。

ア 適用する図書等（各図書等については最新版を用いること）

業務委託共通仕様書（大阪市建設局）、工事請負共通仕様書（大阪市建設局）、
遊具の安全に関する規準（一般社団法人 日本公園施設業協会）、
都市公園技術解説書（一般社団法人 日本公園緑地協会）、
公共建築物工事標準仕様書（国土交通省大臣官房庁営繕部監修）、
電気設備工事標準仕様書（国土交通省大臣官房庁営繕部監修）、
機械設備工事標準仕様書（国土交通省大臣官房庁営繕部監修）

(3) 優先順位

次に示す項目のうち、内容に相違がある場合の優先順位は、次のとおりとする。

- (ア) 関係法令等
- (イ) 史跡関連計画
- (ウ) 実施協定書
- (エ) 質問回答書
- (オ) 公募設置等指針（本仕様書含む）
- (カ) 公募設置等計画
- (キ) 適用する図書等

3 設計に関する仕様

(1) 一般事項

事業者は、本整備施設の設計（基本計画を含む。以下、本項において同じ。）業務（以下「設計業務」という。）の実施にあたり、業務委託共通仕様書（大阪市建設局）を遵守し実施すること。また、以下の項目を遵守するとともに、必要に応じ市と協議しながら進めること。

なお、本整備施設の整備範囲には、国指定史跡（難波宮跡附法円坂遺跡）があるため、設計にあたっては、極力、現状地盤の掘削の必要がない設計を行うこと。

- ・ 史跡難波宮跡附法円坂遺跡整備基本計画を遵守し、都市公園（歴史公園）としての効用を最大限発揮するよう設計すること。
- ・ 移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第115号）及び都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインを準拠し設計すること。
- ・ 幼児、高齢者、障がい者及び外国人等の多様な公園利用者の利用に配慮した設計とすること。
- ・ 都市公園（歴史公園）に相応しいデザインとし、周辺景観との調和も図ること。
- ・ 市と協議した場合、その協議内容については随時協議録を作成し、市に提出し、内容確認を受けること。
- ・ 本仕様書を満たす限りにおいて、事業者は自由に設計ができる。

(2) 職員の配置について

事業者は、公募設置等指針3(1)イ(ア)職員の配置等に基づき、適正に職員を配置すること。

(3) 提出書類について

ア 着手前

事業者は、設計業務着手迄に以下の書類を市へ提出すること。なお、内容及び様式については「業務委託共通仕様書（大阪市建設局）」に準ずること。

- ・ 設計業務責任者通知書・経歴書
- ・ 管理技術者通知書・経歴書
- ・ 業務計画書（業務概要、実施方針、業務工程、業務組織計画（緊急時の体制含む）、品質を確保するための計画、使用する主な図書及び基準、その他必要事項）

イ 業務中

事業者は、関係先へ申請又は届出等を行う場合、当該資料を事前に市へ提出すること。また、当該申請等に係り関係先から許可又は回答等があった場合は、当該許可書等の写しを市へ提出すること。

ウ 完成時

事業者は、設計業務が完了次第、以下の書類を市へ提出すること。なお、設計業務完了届は「業務委託共通仕様書（大阪市建設局）」に準ずること。

(ア) 設計業務完了届

(イ) 公募対象公園施設関係図書

- ・ 建築確認交付書（写し）
- ・ 主要な建物平面図・立面図、設備平面図及び、市が所管する公園施設（特定公園施設）との取り合い等（構造、景観、インフラなど）について、支障がないかを確認出来る図
- ・ 設置又は占用区域図
- ・ パース図（着色と周辺との景観が分かる図）

(ウ) 特定公園施設関係図書

- ・ 設計趣意書
- ・ 撤去平面図
- ・ 造成平面図、断面図
- ・ 各種施設平面図
- ・ 各種詳細図
- ・ 設計数量計算書
- ・ 各種見積書
- ・ 各種構造計算書
- ・ 照度計算書

エ その他

事業者は、その他市が必要と認める資料（図面を含む。）について、市へ提出すること。

(4) 詳細事項

ア 利用者園路及び管理用車両通路について

事業者は、利用者園路及び管理用車両通路（以下「園路」という。）の設計にあたり、以下の項目を遵守すること。

- ・ 園路及び出入口（以下「園路等」という。）は、将来の公園利用者の移動の円滑化や周辺施設も含めた回遊性向上につながるよう配置すること。
- ・ 園路等の色彩は無機質なものとし、公募設置等指針3(3)ウ回廊・塀（以下「回廊等」という。）の遺構表示と区別できるようにすること。
- ・ 園路幅（回廊等を除く。）は原則、1.8m以上確保することとし、管理用車両通路については4m以上の幅を確保するとともに最低でも4t車が通行可能な構造とすること。
- ・ 園路の路面仕上げについては、「工事請負共通仕様書（大阪市建設局）」に定める滑り抵抗値を確保すること。
- ・ 公募対象公園施設同士を結ぶ主要園路等には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設する等、移動円滑化園路を確保すること。また、階段を設ける場合は、その昇降口及び踊り場に視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。

イ 電気、通信、水道、ガス、下水道等の供給について

事業者は、電気、通信、水道、ガス及び下水道等（以下総称して「インフラ設備」という。）の供給の設計にあたり、以下の項目を遵守すること。

- ・ 特定公園施設として必要なインフラ設備は、電気、水道、下水道のみとすること。
- ・ 事業者は、インフラ設備の供給について、周辺の敷設状況等を調査し、各供給事業者と協議のうえ引き込むこと。
- ・ 原則、公募対象公園施設と特定公園施設のインフラ設備（通信、ガスは除く。）とは別々に引き込みを行うこと。ただし、各供給事業者との協議の結果、公募対象公園施設と特定公園施設のインフラ設備（通信、ガスを除く。）を一元的に引き込む必要が生じた場合、各供給事業者との協議録を市に提出し、市の承諾を得ること。その場合において1次側のインフラ設備（通信、ガスを除く。）の引き込みは、原則、特定公園施設にて行い、公募対象公園施設には当該施設の使用料が明確になるようメータ等を設置すること。また、一元的に引き込みを行うことで、特定公園施設単独で引き込みを行った場合の容量を超えるグレードアップ分の整備費用は、認定計画提出者の負担とするが、施設の所有は市に帰属するものとする。

ウ 給水施設について

事業者は、給水施設の設計にあたり、以下の項目を遵守すること。

- ・ 給水管は、原則、耐衝撃性硬質塩化ビニル管を使用すること。
- ・ 給水管は、原則、埋設することとし、管上部には埋設表示テープを敷設すること。
- ・ 公募対象公園施設への給水供給について、特定公園施設から分岐する場合、特定公園施設の機能に支障が無く事を示した資料を市に提出し、市の承諾を得ること。その場合において、公募対象公園施設での使用料が明確になるよう、メータ等を設けること。なお、一元的に引き込みを行うことで、特定公園施設単独で引き込みを行った場合の容量を超えるグレードアップ分の整備費用は、認定計画提出者の負担とするが、施設の所有は市に帰属するものとする。
- ・ 止水栓は、施設の配置計画、将来の公園利用や維持管理運営も考慮し、適切な場所に設けること。

- ・ 散水施設（特定公園施設）は、半径 25m/基を基本とし、施設の配置計画、将来の公園利用や維持管理運営も考慮し、適切な場所に配置すること。

エ 排水施設について

事業者は、排水施設の設計にあたり、以下の項目を遵守すること。

- ・ 排水管は、原則、硬質塩化ビニル管を使用すること。
- ・ 排水の排除方式は、汚水と雨水を別々の管路で排除する分流式とすること。
- ・ 公募対象公園施設の雨水排水について、特定公園施設を使用、接続する場合、特定公園施設への排水機能に支障が無き事を示した資料を市に提出し、市の承諾を得ること。
- ・ 排水管の管径は、排水管の設置勾配と設計流量に対して最大流量が得られるように十分な余裕を持って決定すること。なお、設置勾配は、原則 0.5%以上とする。
- ・ 特定公園施設は、原則、表面排水とし、施設の配置計画、将来の公園利用や維持管理運営も考慮し、適切な表面勾配を確保すること。なお、広場の表面勾配は原則 4～10%とし、芝生広場では 25%以下とする。
- ・ 集水柵（特定公園施設）は、18m以内の間隔での設置を基本とし、施設の配置計画、将来の公園利用や維持管理運営も考慮し適切な場所に配置すること。
- ・ 公募対象公園施設内のトイレ排水及び雑排水等を排水するための管渠（以下「汚水管」という。）は、原則、計画排水量に対し流速を最小 0.6m/sec 最大 3.0m/sec とし、雨水を排出するための管渠（以下「雨水管」という。）は、原則、最小 0.8m/sec 最大 3.0m/sec とする。

オ 電気設備について

事業者は、電気設備の設計にあたり、以下の項目を遵守すること。

- ・ 園地の照明施設の配置は、3 lx 以上の平均水平面照度を確保するとともに周辺環境に配慮して配置すること。
- ・ 園地以外の各種屋内外施設の照明基準については、それぞれの照明基準を引用して、照明施設を配置すること。

カ 植栽について

事業者は、植栽の設計にあたり、以下の項目を遵守すること。

- ・ 樹木は、風土に適した在来種で、将来の維持管理運営も考慮し、樹種を選定すること。
- ・ 遺構面の深度に応じて防根シートの導入や高植等すること。
- ・ 植栽は、公園利用者等の動線や周辺景観との調和も考慮し、適切に配植すること。

キ 休憩施設について

事業者は、休憩施設の設計にあたり、以下の項目を遵守すること。

- ・ 公園利用者が休憩できるよう、施設の配置計画や利用者動線も考慮し、適切に配置すること。
- ・ ベンチの座面等は、将来の維持管理も考慮し合成木材を基本とすること。

ク その他

事業者は公園と隣接する私有地との境界には、施設の一体性を損なわない範囲で、管理上の区分が明確になるよう計画すること。また、公募対象公園施設の区域が明確に分かるように計画すること。

(5) 完了確認

事業者は、完了確認の実施に際しては、以下の項目を遵守すること。

- ・ 市は、事業者の設計完了後、本仕様書等に従って、設計が行われたことを確認するため設計完了確認を行う。
- ・ 事業者は、市の完了確認前に自主検査を行うこと。また、市の完了確認にあたり、事業者は事前に(3)ウに示す書類を市に提出すること。
- ・ 建築物にかかる設計のうち、構造など建築基準法に関する内容は、建築確認の交付の写しを市に提出すること。
- ・ 完了確認の結果、本整備施設において設計書等と齟齬が生じていた場合、事業者に対して、補修等を求めることが出来る。

4 整備工事に関する仕様

(1) 一般事項

事業者は、本整備施設の整備工事にあたり、工事請負共通仕様書（大阪市建設局）を遵守し施工すること。また、次の項目を遵守するとともに、必要に応じ市と協議しながら進めること。

本整備施設の整備範囲には、国指定史跡（難波宮跡附法円坂遺跡）があるため、整備工事に伴い現状地盤を乱す恐れがある場合は、必ず養生をすること。また、やむを得ず現状地盤の掘削が必要な場合には、必ず市と事前協議を行うこと。その上で市は文化庁に許可申請を行う。

- ・ 整備工事車両等の搬入搬出ルート計画を策定し、市の承諾を得ること。
- ・ 整備工事範囲内の安全対策や既存施設の養生対策の計画を策定し、市の承諾を得ること。
- ・ 整備工事の着手に際し、関係者や近隣住民への説明、調整等を十分に行い、説明・調整内容については議事録を作成し、市へ提出すること。
- ・ 整備工事によって近隣住民や公園利用者等に及ぼす諸条件について検討し、問題点等を整理し、適切に処置する内容を市へ報告すること。

(2) 技術者の配置について

事業者は、公募設置等指針 3 (1) イ (ア) 職員の配置等に基づき、適正に職員を配置すること。

(3) 整備工事書類について

ア 施工前

事業者は、施工着手迄に以下の書類を市へ提出すること。なお、内容及び様式について、「工事請負共通仕様書（大阪市建設局）」に準ずること。

- ・ 工事責任者通知書・経歴書
- ・ 主任技術者・監理技術者通知書
- ・ 工事監理者通知書
- ・ 工事監理体制表
- ・ 施工計画書（工事概要、計画（詳細）工程表、現場組織表（緊急時の体制含む）、緊急時の体制及び安全管理、主要資材、施工管理計画、工事現場管理及び安全管理、交通管理、環境対策、仮設備計画、その他）
- ・ その他、市が必要とするもの

イ 施工中

事業者は、施工中、以下の書類を随時提出すること。なお、内容及び様式について、「工事請負共通仕様書（大阪市建設局）」に準ずること。

- ・ 工事月報
- ・ 工事監理報告書
- ・ 品質管理報告書（特定公園施設に限る）
- ・ 各種施工報告書（特定公園施設に限る）
- ・ 各種施工管理試験報告書（特定公園施設に限る）
- ・ 出来高管理報告書（特定公園施設に限る）
- ・ 接地抵抗測定結果表、絶縁抵抗測定結果表（特定公園施設に限る）
- ・ 接続性能試験結果表、導通性能試験結果表（特定公園施設に限る）
- ・ 事故報告書
- ・ その他、市が必要とするもの

ウ 完成時

事業者は、施工完成後、以下の書類を市へ提出すること。なお、内容及び様式について、「工事請負共通仕様書（大阪市建設局）」に準ずること。

- ・ 竣工図
- ・ 完成写真
- ・ 出来高数量計算書（特定公園施設に限る）
- ・ 工事写真（特定公園施設に限る）
- ・ その他、市が必要とするもの

エ その他

事業者は、関係先へ申請又は届出等を行う場合、当該資料を事前に市へ提出すること。また、当該申請等に係り関係先から許可又は回答等があった場合は、当該許可書等の写しを市へ提出すること。

事業者は、施工前又は施工中、近隣住民等へ本事業の説明を行う場合は、当該説明資料を事前に市へ提出するとともに、説明会開催後はその結果を書面にまとめ市へ報告すること。

(4) 整備工事期間中について

事業者は整備工事期間中、以下の項目を遵守すること。

- ・ 整備工事における近隣住民、公園利用者等に対する万全な安全対策を講じること。
- ・ 近隣住民及び公園利用者等に対して、整備工事の状況説明と調整を十分に行うこと。
- ・ 既設の公園施設等を破損又は市の許可なく撤去することのないように施工すること。万一、誤って破損又は撤去をした場合は市の施設所管者等の指示に従い、事業者の負担にて原状回復すること。
- ・ 市は、事業者が行う施工に関する会議等に立ち会うことができるものとする。また、市は常時、工事現場において施工状況の確認を求めることができる。
- ・ 事業者は、工事施工時に以下の書類を提出し、市の承諾を得ること。内容及び様式については「工事請負共通仕様書（大阪市建設局）」に準ずること。

(5) 施工段階における市の確認

特定公園施設において、以下の工種を施工する場合、市は施工状況等を確認するため、事業者は当該工種の施工日を事前に市へ通知すること。

工種	確認ポイント	頻度	適用
配植	植栽位置の確認	1回/1公園	設計の配植趣旨及び配置の確認
植穴工	掘削寸法の確認	1回/1樹種	
客土工	客土材料の確認	1回/1樹種	数量、品質（サンプル及び資料による品質管理）
	混合割合の確認	1回/1樹種	客土配合率、混合状況
植付工	樹木検収	1回/1樹種	形状寸法、樹形、根鉢、病虫害
擁壁工	基準高、使用材料、出来形	1回/1工事	法線、基礎碎石、型枠の確認 目地等の確認
給水設備工	使用材料、品質規格、接合の確認 埋設深さの確認 道路復旧の確認 出来形確認	1回/1箇所	品質規格（JIS、JWWA等） 接合の確認、埋設深さの確認 道路復旧面積、通水確認
雨水排水設備工	基準高・設置位置 使用材料 出来形確認	1回/1箇所	方向、柵位置、布設深さ 基礎碎石、基礎砂 出来形確認（通り、勾配、寸法等） 埋戻し状況
路床工	基準高・法線 支持力・使用材料 仕上りの確認	1回/500㎡	土質の状況 軟弱地盤の確認 プルーフローリング（異常が認められた場合）
路盤工	出来形・締固状況 使用材料	1回/500㎡	厚さ、締固め度 プルーフローリング（異常が認められた場合）
As舗装	出来形・舗設温度 締固め状況	1回/200㎡	厚さ、締固め度
平板、ILB舗装	出来形・使用材料	1回/300㎡	厚さ、締固め度 すべり抵抗試験
コンクリート舗装	出来形	1回/200㎡	目地、継目の位置、厚さ
	使用材料	1回/1工事	生コンクリート採取試験（塩化分総量・スランプ・圧縮強度・空気量）
縁石工	基準高・出来形 使用材料	1回/200m	厚さ、幅 既設構造物との高低法線等の確認
型枠工	形状寸法 鉄筋のかぶり 型枠の取り外し	1回/1構造物	型枠の取り外し時期の確認
鉄筋の組立	鉄筋組立検査 鉄筋の本数・径・位置・長さ	1回/1構造物	設計図書との整合 結束状況
	組立状況 鉄筋のかぶり		スペーサーの材質（コンクリート製あるいはモルタル製） スペーサーの数量・位置等の確認

レディミクスト コンクリート	材料 塩化物総量 示方配合表	1回/1 構造物	JIS マークの表示許可工場 製造業者の試験表
〃 運搬打設	コンクリート打設 状況 吐出口の高さ 締め固め状況	1回/1 構造物	打設前の清掃 吐出口と打ち込み面までの高さは 1.5m 以下を原則とする
〃 試験	スランプ試験 温度(気温、Co 温度) 塩分量試験	1回/構造物	試験方法、規格値、試験基準は工事請負 共通仕様書 施工管理基準の品質管理基 準及び規格値による
〃 養生	養生の状況 養生期間	1回/構造物	日平均気温が 15℃以上の場合、湿潤状態 の期間は、工事請負共通仕様書による
〃 打継目	打継目の状態・状況 伸縮継目	1回/構造物	打継目の状態・状況 伸縮目地の材質、厚、間隔
ケーブル配管工	技術基準	1回/50m	埋設時 埋設深さ、屈曲(直角で3箇所以内)、曲 り径(直径6倍以上) 露出時 支持間隔(2m以下)、端口処理
	その他	1回/1 工事	異種管接続箇所、ハンドホール内処理 埋設標識シートの布設 露出配管指示色塗装(2回塗り) 地際部の防食処理 伸縮箇所の配管材 埋設配管等隠ぺい部施工確認(写真確認)
ケーブル配線工	技術基準	1回/1 工事	ヒューズの確認(5A) 受電前の絶縁抵抗測定報告 電柱仕上げケーブルの支持間隔
	その他	1回/1 工事	配線相互接続はボルト締めとなっている か(ハンドホール内はレジン注入方式) 端末処理及び色別表示状況 ハンドホール内の予長及び管口閉塞 線名札の取付(特にポール、プルボック ス内、盤、ハンドホール内)
照明基礎	技術基準	1回/1 工事	接地抵抗測定方法 設置抵抗値の確認(50Ω以下)
	その他	1回/1 工事	アンカーボルト2重ナット締め及びグリ スキャップ取付 地際処理(面取り及び天端に水が溜まら ないこと)
照明柱及び器具	技術基準	1回/1 工事	絶縁抵抗値、点灯動作確認 建柱時の吊り下げ方式、有資格者作業 安定器蓋の位置が園路、広場側に向いて いないか
分電盤類		1回/1 工事	品質。形状寸法の確認、機能の確認、接 地抵抗及び絶縁抵抗の測定

(6) 完了確認について

事業者は、完了確認の実施に際しては、以下の項目を遵守すること。

- ・ 市は、事業者の施工完了後、本仕様書等に従って、工事が行われたことを確認するため施工完了確認を行う。
- ・ 事業者は、市の完了確認前に自主検査を行うこと。また、市の完了確認にあたり、事業者は事前に(3)イ又はウに示す書類を市に提出すること。なお、市へ譲渡する特定公園施設における工事写真の管理基準については、工事請負共通仕様書（大阪市建設局）に準ずる。
- ・ 完了確認の結果、本整備施設において設計書等と齟齬が生じていた場合、事業者に対して、補修又は改修などを求めることが出来る。

5 原状復旧に関する諸条件

(1) 設計に関する仕様

事業者は、原状復旧にかかる設計について本仕様書を満たすと共に、以下の項目について遵守すること。

- ・ 事業者は、特定公園施設について事業者の責により汚損もしくは破損した部分を、速やかに原状復旧するとともに、市の立会いのもとで市に返還する。
- ・ 事業者は、原状復旧工事の設計業務について、随時、設計の進捗状況や内容を報告し、市の承認を受ける。
- ・ 事業者は、原状復旧工事の設計完了後、現場での工事着手までに、設計内容等の必要書類を書面により市に提出し、市の承諾を得る。
- ・ 事業者は、原状復旧工事の設計完了時に上記、書面の内容が、本仕様書等に適合しているか否かについて市の完成確認を受ける。
- ・ 市が本仕様書等の内容を満たしていないと判断した場合は、市は事業者に対し、設計内容の修正を求めることができる。

(2) 施工に関する仕様

事業者は、原状復旧工事に際しては、「第4 施工に関する仕様」を遵守すること。